

千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

千葉市長 神谷俊一

## 千葉県規則第54号

千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

千葉県空家等及び空地の対策の推進に関する規則（平成29年千葉県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とする。

第17条中「第14条第11項」を「第22条第13項」に、「様式第18号」を「様式第21号」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「様式第17号」を「様式第20号」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「様式第16号」を「様式第19号」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「様式第15号」を「様式第18号」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「様式第13号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「様式第14号」を「様式第17号」に改め、同条を第14条とする。

第12条第2項中「様式第12号」を「様式第15号」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第13号」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「様式第14号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第14条第7項」を「第22条第7項」に、「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第14条第5項」を「第22条第5項」に、「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に、「様式第6号」を「様式第9号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「様式第4号」

を「様式第7号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第14条第2項」を「第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等への勧告書（様式第5号）により、法第22条第2項」に、「勧告書（様式第3号）を「特定空家等・管理不全な状態にある空地への勧告書（様式第6号）」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（報告）

第4条 法第9条第2項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

様式第18号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を様式第21号とし、様式第17号を様式第20号とする。

様式第16号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第15号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第14号中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第13号中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第12号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を様式第15号とし、様式第11号を様式第14号とする。

様式第10号中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同様式を様式第13号とし、様式第9号を様式第12号とする。

様式第8号中「第14条第6項」を「第22条第6項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第3号中「勧告書」を「特定空家等・管理不全な状態にある空地への勧告書」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第2号を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号

第 号  
年 月 日

様

千葉市長



管理不全空家等への勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 2 項の規定により下記のとおり勧告します。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 勧告内容
- 3 勧告理由
- 4 担当
- 5 留意事項

様式第 1 号を様式第 3 号とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

# 様式第1号

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

千葉市長



## 空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり同法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

### 記

- 1 対象となる空家等
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 担当
- 5 報告の期限
- 6 留意事項

### 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 2 号

年 月 日

空家等に係る事項に関する報告書

(あて先) 千葉市長

氏名 (名称)

(代表者氏名)

住所 (所在地)

連絡先電話番号 — —

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付け千葉市達 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
所有者の住所及び氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類



## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。